

「(仮称)豊島区手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」(概要)の  
パブリックコメントの実施結果について

- (1) 実施期間：平成30年10月15日(月)～平成30年11月2日(金)
- (2) 周知方法：広報としま10月21日号掲載、区ホームページ掲載
- (3) 閲覧場所：区ホームページの他、障害福祉課、行政情報コーナー、区民事務所、図書館、区民ひろば、心身障害者福祉センター、障害支援センター、福祉ホームさくらんぼ
- (4) 受付方法：Eメール4件、FAX1件
- (5) 提出意見数：19件
- ※複数のご意見をお寄せいただいたものがあるため、提出意見数と受付方法の合計数は一致しません。

○案に対するご意見と豊島区の考え方

No.	分野	ご意見の概要	区の考え方
1	全般	手話は大切な言語であり、「聞こえない」ことを理解し、災害時に障害者が情報を得ることは必要である。 筆談等様々な方法で意思疎通を図る工夫をすることは平等な社会を作るために必要なことである。 よって、条例の制定に賛成である。	条例の制定をする意義は、手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の促進を図ることにあります。区では、施策を積極的に推進し、障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指してまいります。
2	全般	失語症についても、施策の推進をしてほしい。 現在東京都が養成中の失語症者向け意思疎通支援者養成講座の修了者を、東京都は派遣する構想がないため、条例に則り豊島区の失語症者が意思疎通支援者として活用できるよう、区として派遣事業を始めるべきである。	現在、区では「失語症」を含む高次脳機能障害についてのリーフレットを作成し、相談体制の充実に取り組んでいます。 今後、より一層、支援体制を整備できるよう、努めてまいります。

3	全般	日本語や英語などの音声言語と異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語であり、主にろう者の思考や意思疎通に用いられていることが大事である。	基本理念にて、手話が独自の言語体系を持つ文化所産であり、ろう者が受け継いできたことを認識することを明記しております。
4	全般	国際アート・カルチャー都市を実現するために、差別のない広域連携により手話普及の先進地として、障害のある者すべての社会参加を促進して欲しい。	条例の制定により、障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指してまいります。
5	全般	手話通訳者の表記について。災害の際、区は豊島区登録手話通訳者連絡会および豊島区手話サークルとの協定を結んでいる。前記は様々な条件で試験に受かったレベルであり、後記は日常的な会話ができる方のレベルであると認識している。手話通訳の区分は手話通訳者（全国統一試験合格者）も含まれているので組み込んで欲しい。	ご意見として参考にさせていただきます。区は、豊島区登録手話通訳者連絡会、豊島区手話サークルの方々を含むすべての手話通訳者と連携をとり、施策を推進するよう努めてまいります。
6	全般	「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が10月1日に施行された。企業側から手話に関する取り組みが遅ければ指導なり、東京都へ報告する考えはあるか。	東京都と連携を取りながら、検討をしてまいります。
7	全般	努めると書かれているが、行きますと明確に書き直していただきたい。	条例の施行の状況を勘案し、必要に応じて見直しを図ってまいります。

8	全般	手話言語と意思疎通支援の区分を明確にして欲しい。	条例内では、第2章、第3章で区分をしております。なお、多様な意思疎通手段については、手話も含めるため、3章においても、一部、手話の表記をしています。
9	全般	「手話言語の理解促進および手話の普及」は明確な部分がないので「手話言語の確立と手話普及促進」にするべきである。	一自治体で言語を確立することは困難と考えられるため「理解促進」としています。
10	環境整備	区は、各種電子媒体による情報の送受信が可能な環境整備についても、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の一つとして条例文に記載してほしい。	各種電子媒体についても多様な意思疎通手段として定義しております。今後、より一層環境づくりに努めてまいります。
11	環境整備	障害の特性に応じた多様な意思疎通手段による区政に関する情報の発信に加え、区政への支援依頼や相談などの受信の環境整備についても条例文に記載して欲しい。	まずは障害の特性に応じた多様な意思疎通手段による区政に関する情報の発信に努め、合わせて区政への支援依頼や相談などの受信の環境整備についても努めてまいります。
12	環境整備	区主催の行事のみでなく、区内で行われるあらゆるイベントに、区が補助するなどの工夫をして、手話通訳者の設置をする必要がある。	区内で行われる全てのイベントに手話通訳配置の補助をすることは困難です。まず、区が主催する行事において普及を図り、民間事業者が行うイベントについては、今後の検討課題として考えてまいります。
13	環境整備	区のニュースに字幕および手話を取り入れて欲しい。	実施に向けて検討してまいります。

14	環境整備	区長記者会見に手話通訳者を入れて欲しい	実施に向けて検討してまいります。
15	環境整備	当事者が広い視野を広げるために時間関係なく健常者と同様に運営を行っていただきたい。	豊島区では、平日及び土日開庁をしています。開庁時間中については、手話通訳者の配置を行っており、障害の有無にかかわらず、どなたでもご利用できます。今後、より一層、ニーズを見極めながら、利便性の向上に努めます。
16	環境整備	政党に関係なく当事者は選択する権利を持っているので、制限なしで手話通訳者の派遣体制を設けるべきである。	現在、営業、遊興、政治・宗教活動等、裁判・刑事事件等は豊島区の手話通訳者派遣事業の対象としておりません。ご意見について、参考にさせていただきます。
17	理解の普及	手話普及のためのパンフレットや広報誌を入れての配布、及び学校向けにも同様に作成し講座および体験を実施できるように希望する。	現在、豊島区では区民向けの障害者サポート講座等のイベントを行い、手話の理解促進及び普及を行っております。今後も、学校等を含め、普及に努めてまいります。
18	理解の普及	手話普及のために、広報誌に日常的な会話を1～2コマ位掲載して欲しい。	ご意見について、参考にさせていただきます。広報紙等を含め、ホームページ等、理解の普及に努めてまいります。
19	協議会	協議会の委員に意思疎通支援者が入っていないので、構成員として入れるべきである。	ご意見について、参考にさせていただきます。協議会を実施していく中で、検討してまいります。